

〔介護予防・日常生活支援総合事業〕通所介護契約書別紙 (兼重要事項説明書)

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	特定非営利活動法人 麻の葉
主たる事務所の所在地	〒206-0033 多摩市落合6-1-1-106 落合六丁目ハイツ
代表者(職名・氏名)	理事長 松澤 朋子
設立年月日	平成12年4月1日
電話番号	042-339-2008

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービス麻の葉		
サービスの種類	〔介護予防・日常生活支援総合事業〕通所介護		
事業所の所在地	〒206-0033 多摩市落合6-1-1-106 落合六丁目ハイツ		
電話番号・FAX番号	042-339-2008	042-339-2018	
指定年月日・事業所番号	平成15年10月1日指定	1375000609	
管理者の氏名	若松 留美		
事業の実施地域	多摩市	利用定員	10名

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、適切な〔介護予防・日常生活支援総合事業〕通所介護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密に連携しながら、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

4. 提供するサービスの内容

〔介護予防・日常生活支援総合事業〕通所介護計画書に沿って、送迎・食事の提供・個別機能訓練その他必要な介護等を行います。

5. 営業日時

営業日・サービス提供日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始(12月31日から1月3日)を除きます。
営業時間	午前9時から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時15分から午後4時30分まで

6. 事業所の職員体制

従事者の職種	職務内容	勤務の形態・人数
管理者	従事者・業務の一元管理、従事者に対する指揮命令	常勤 1名 生活相談員と兼務
生活相談員	利用者の生活の向上を図るための適切な相談・援助等	常勤 1名 管理者と兼務 非常勤 11名 介護職員と兼務
介護職員	[介護予防・日常生活支援総合事業]通所介護サービスの提供	常勤 1名、非常勤 14名、内 11名 生活相談員と兼務
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練	非常勤 1名

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

〔介護予防・日常生活支援総合事業〕 通所介護責任者の氏名	若松 留美
---------------------------------	-------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、**1～3割の額**です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

要介護度	基本単位	サービス提供体制加算 I 単位数	介護処遇改善加算 IV 単位数	費用総額	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
要支援1 (1ヶ月につき/ 週1回程度利用)	1,798	88	121	21,515円	2,152円	4,303円	6,455円
要支援2 (1ヶ月につき/ 週1回程度利用)	1,811	88	122	21,665円	2,167円	4,333円	6,500円
要支援2 (1ヶ月につき/ 週2回程度利用)	3,621	176	243	43,308円	4,331円	8,662円	12,993円

- ※ 当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者又は同一の建物から通う利用者は、1日に付き利用料が94単位、(費用総額:982円、利用者負担1割99円、2割197円、3割295円)減算されます。
同一の建物とは、通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物をいいます。
- ※ 利用者に対し、その居宅と当事業所との間の送迎を行わない場合(ご家族が送迎される場合等)は、片道につき47単位(費用総額491円、利用者負担1割50円、2割99円、3割148円)減額されます。

(2)加算料金

以下の要件を満たす場合の加算が(1)の料金に含まれます。

加算	介護度	基本単位	費用総額	利用者負担			算定回数等
				1割負担	2割負担	3割負担	
通所型サービス提供体制加算I1	要支援1	88	943円	95円	189円	283円	1ヶ月につき
通所型サービス提供体制加算I/22 (週1回程度利用)	要支援2	88	943円	95円	189円	283円	1ヶ月につき
通所型サービス提供体制加算I2 (週2回程度利用)	要支援2	176	1,886円	189円	378円	566円	1ヶ月につき
通所型介護職員等処遇改善加算IV	要支援1 要支援2	所定単位数の64/1000(一単位未満の端数四捨五入)	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)

- ※ 通所型サービス提供体制加算は、事業所の人員配置が厚生労働大臣の定める基準に適合している場合に算定します。
- ※ 通所型介護職員等処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。当該加算の算定要件を満たす場合に算定し、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価(2級地 10.72円)を含んでいます。

(3)その他の費用について

① 食事・おやつ の提供に要する費用	800円(一食あたり)
② 介護保険外 デイサービス	送迎あり 7,000円(昼食代を含む) 送迎なし 6,000円(昼食代を含む)

(4)支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)及びその他費用は、1ヶ月ごとにまとめて請求します。また、1ヶ月ごとの請求書は、利用月の翌月15日までにお届け(手渡しまたは郵送)します。

なお、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
ゆうちょ銀行 口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。 ゆうちょ銀行(記号) _____ (番号) _____ (口座名義人) _____
ゆうちょ銀行 振り込み	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 ゆうちょ銀行(記号) 10130(番号) 81340981 (口座名義人) 特定非営利活動法人 麻の葉 理事 江波戸佐知子
現金払い	サービスを利用した月の翌月の25日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

9. ハラスメントの防止について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

10. 虐待の防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (2) 当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (4) 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。
役職:管理者
氏名:若松留美

11. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性:直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性:身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性:利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

12. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

13. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	介護保険法・障害者総合支援法・社会福祉法の指定事業者向け賠償責任保険
補償の概要	上記指定事業者の法律上の賠償責任を包括的に補償

14. 非常災害対策

(1) 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)	管理者:若松留美
--------------------	----------

(2) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期:(毎年2回/5月・11月)

15. 業務継続に向けた取り組みについて

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	042-339-2008
	面接場所	当事業所の相談室
	担当	若松留美

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	多摩市総合オンブズマン 事務局	電話番号	042-338-6809
--------	--------------------	------	--------------

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 東京都多摩市落合6-1-1-106 落合六丁目ハイツ

事業者(法人)名 特定非営利活動法人 麻の葉

代表者職・氏名 理事長 松澤朋子



説明者職・氏名 デイサービス麻の葉 管理者 若松留美



私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者 住所 _____

氏名 _____ (印)

署名代行者(又は法定代理人)

住所 _____

本人との続柄 _____

氏名 _____ (印)

立会人 住所 _____

氏名 _____ (印)